

協 議 書

平成 年 月 日

士別市長 田 莉 子 進 様

住所

氏名

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条第 1 項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条の規定により、次のとおり協議します。

記

1. 工事名 _____

2. 協議内容 別紙のとおり

(別紙)

1. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(消費税及び地方消費税抜き)
(注) 運搬費を含む。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(消費税及び地方消費税抜き)
(注) 解体工事の場合のみ記載する。
解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
仮設費及び運搬費は含まない。

3. 分別解体等の方法

(1) 建築物 (解体 新築・増築 修繕・模様替)

工程	作業内容	分別解体等の方法
建築物に付属するものの取り外し	解体工事	手作業
	有 無	手作業・機械作業の併用
本体及び基礎の取り壊し		
特定建設資材廃棄物	作業内容	分別解体等の方法
コンクリート塊	解体工事	手作業
	有 無	手作業・機械作業の併用
アスファルト・コンクリート塊	解体工事	手作業
	有 無	手作業・機械作業の併用
コンクリート及び鉄からなる建設資材 (プレキャスト鉄筋コンクリート版等)	解体工事	手作業
	有 無	手作業・機械作業の併用
木 材	解体工事	手作業
	有 無	手作業・機械作業の併用

(2) 建築物以外のもの

工程	作業内容	分別解体等の方法
工作物に付属するものの取り外し	解体工事	手作業
	有 無	手作業・機械作業の併用
本体及び基礎の取り壊し		
特定建設資材廃棄物	作業内容	分別解体等の方法
コンクリート塊	解体工事	手作業
	有 無	手作業・機械作業の併用
アスファルト・コンクリート塊	解体工事	手作業
	有 無	手作業・機械作業の併用
木 材	解体工事	手作業
	有 無	手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

4. 再資源化等をする施設の名称及び

特定建設資材廃棄物	施設の名称	所在地